

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対照表（変更箇所のみ記載）

（下線が変更部分）

【現 行】	【改 定 後】	
<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. タイムズモビリティネットワークス株式会社(以下「当社」といいます。)は、本約款(以下「本約款」といいます。)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>第4条(予約の取消し等)</p> <p>1. ～4. 現行どおり</p> <p>5. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、借受人に対して予約されたレンタカーを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、借受人に対して当社が予め定めた方法に従い速やかに通知します。この場合において、代替レンタカーを貸し渡すことができないとき、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。なお、予約が解除となった場合、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとし、また、予約の解除により借受人に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>6. 現行どおり</p> <p>第7条(貸渡契約の成立)</p> <p>1. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日)の2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第9条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお、貸渡契約の締結の際に借受人又は運転者が当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、借受人又は運転者に返却しないものとします。</p> <p>2. ～7. 現行どおり</p> <p>第10条(貸渡料金)</p> <p>1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。</p> <p>(1) 基本料金 (2) 補償料金(免責補償手数料、NOC補償手数料、安心補償手数料等) (3) オプション料金 (4) 乗り捨て料金 (5) 給油代行手数料金 (6) 配車引取料金 (7) その他の料金</p> <p>2. 及び3. 現行どおり</p> <p>第22条(禁止行為)</p> <p>借受人及び運転者は、借受期間中に次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1)～(7) 現行どおり</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>(8) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。</p> <p>第25条(補償)</p> <p>1. 及び2. 現行どおり</p> <p>3. 借受人又は運転者が貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。</p> <p>4. 及び5. 現行どおり</p> <p>第26条(駐車違反の場合の措置等)</p> <p>1. ～10. 現行どおり</p>	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. タイムズモビリティネットワークス株式会社(以下「当社」といいます。)は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>第4条(予約の取消し等)</p> <p>1. ～4. 現行どおり</p> <p>5. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、<u>リコール</u>、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、借受人に対して予約されたレンタカーを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、借受人に対して当社が予め定めた方法に従い速やかに通知します。この場合において、代替レンタカーを貸し渡すことができないとき、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。なお、予約が解除となった場合、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとし、また、予約の解除により借受人に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>6. 現行どおり</p> <p>第7条(貸渡契約の成立)</p> <p>1. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日)の2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第9条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお、貸渡契約の締結の際に借受人又は運転者が当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、借受人又は運転者に返却しないものとします。</p> <p>2. ～7. 現行どおり</p> <p>第10条(貸渡料金)</p> <p>1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。</p> <p>(1) 基本料金 (2) 補償料金(免責補償手数料、NOC補償手数料、安心補償手数料等) (3) 添付品(装備品・オプション)料金 (4) ワンウェイ料金 (5) 給油・充電代行手数料金 (6) 配車引取料金 (7) その他の料金</p> <p>2. 及び3. 現行どおり</p> <p>第22条(禁止行為)</p> <p>借受人及び運転者は、借受期間中に次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1)～(7) 現行どおり</p> <p>(8) <u>レンタカーを路上に違法駐車すること。</u></p> <p>(9) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。</p> <p>第25条(補償)</p> <p>1. 及び2. 現行どおり</p> <p>3. 借受人又は運転者が本約款、第42条所定の細則、その他貸渡約款に適用される約款、規約等に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。</p> <p>4. 及び5. 現行どおり</p> <p>第26条(駐車違反の場合の措置等)</p> <p>1. ～10. 現行どおり</p>	

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対照表（変更箇所のみ記載）

【現 行】	【改 定 後】	
<p>新 設</p>	<p>11. レンタカーを路上に違法駐車している間に発生した事件、事故等により当社に発生した一切の損害（違法駐車されていたレンタカーが損傷した場合における修理費用及びレッカー費用を含む）については、借受人及び運転者が賠償責任を負うものとし、また、当該事件、事故等により借受人及び運転者に発生した一切の損害について、当社は責任を負いません。</p>	
<p>第 27 条(事故処理) 1. ～3. 現行どおり</p> <p>新 設</p>	<p>第 27 条(事故処理) 1. ～3. 現行どおり 4. 第 1 項第 4 号の定めには拘らず、借受人及び運転者は、レンタカーにパンク修理キット又はスペアタイヤが搭載されている場合、当該パンク修理キット又はスペアタイヤにて自らレンタカーのパンク修理を行うことができます。但し、当社の責に帰すべき事由によらず、借受人及び運転者が自らパンク修理キット又はスペアタイヤにて修理を行ったことにより発生した損害については、当社は責任を負いません。</p>	
<p>第 36 条(個人情報の利用の目的) 1. 当社は、借受人から取得した借受人又は運転者の個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 (1) 貸渡契約締結の際の審査、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、予約・貸渡しサービスの提供、貸渡証の交付、貸渡料金等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため (2)～(5) 現行どおり 2. ～5. 現行どおり</p>	<p>第 36 条(個人情報の利用の目的) 1. 当社は、借受人から取得した借受人又は運転者の個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 (1) 貸渡契約締結の際の審査、本人認証、各種申込画面における借受人又は運転者の情報の自動表示、予約・貸渡しサービスの提供、貸渡証の交付、貸渡料金等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため (2)～(5) 現行どおり 2. ～5. 現行どおり</p>	
<p>新 設</p>	<p>第 37 条 (GPS 機能) 1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。 (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認する場合。 (2) 第 35 条第 1 項に該当する場合、その他レンタカー又は貸渡契約等の管理のため、レンタカーの現在位置、通行経路等を、GPS 機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。 (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。 2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく承諾します。</p>	
<p>新 設</p>	<p>第 38 条 (ドライブレコーダー) 1. 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。 (1) レンタカー及び貸渡契約の管理のため、借受人及び運転者の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。 (2) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。 2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく</p>	

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対照表（変更箇所のみ記載）

【現 行】	【改 定 後】	
<p>第 40 条(細 則) 1. 現行どおり 2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店(営業所)に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p> <p>第 41 条(合意管轄裁判所) 本約款及び貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、別途両者の合意のない限り、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とします。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>附則 本約款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。</p>	<p><u>承諾します。</u></p> <p>第 42 条(細 則) 1. 現行どおり 2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店(営業所)に掲示するとともに、当社のホームページ、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p> <p>第 43 条(合意管轄裁判所) 本約款及び貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、別途両者の合意のない限り、<u>訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所</u>をもって第一審の専属合意管轄裁判所とします。</p> <p><u>プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特約</u></p> <p>1. <u>借受人及び運転者は、レンタカーがプラグインハイブリッド車及び電気自動車（以下あわせて「電気自動車等」といいます。）の場合、当該電気自動車等及び電気自動車等の充電器（以下「充電器」といいます。）の利用に関して、別途当社が定める車両取扱説明書その他の細則を遵守するものとします。</u> 2. <u>借受人及び運転者は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、借受人又は運転者の費用負担にて充電すること、また、当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。</u> 3. <u>借受人又は運転者の責に帰すべき事由により、充電器を滅失、毀損、汚損等した場合は、借受人又は運転者は、当社の被った損害を賠償するものとします。</u> 4. <u>電気自動車等又は充電器の不適切な取扱い又は不注意等、借受人又は運転者の責に帰すべき事由により生じた事故、トラブル等について、当社は一切の責任を負わないものとします。</u> 5. <u>借受人及び運転者は、電気自動車等の返還にあたり、タイムズカーレンタル貸渡約款第 32 条、第 34 条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車等の充電装置に接続して返還するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車等に接続しないで電気自動車等を返還した場合、借受人又は運転者は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。</u> 6. <u>借受人及び運転者は、運転方法、走行状況、エアコン・カーナビ等の電気を使用する機器の使用状況等により、走行可能距離が変動することを認識し、充電は借受人及び運転者の責任と費用負担において行うものとします。</u> 7. <u>当社は、電気自動車等が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、いかなる責任も負わないものとし、レッカー費用その他返還場所への帰着に係るすべての費用は、借受人及び運転者が負担するものとします。</u></p> <p><u>「ピットと Go」サービスの利用に関する特約</u></p> <p>1. <u>本特約は、本約款に基づく借受人のうち、「ピットと Go」サービス利用者に適用されるものです。</u> 2. <u>「ピットと Go」サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーク 24 グループ各社（http://www.park24.co.jp/company/group.html）が運営する各サービスのうち、サービスの利用にあたり会員の運転免許証の登録を行うサービス（以下「対象サービス」といいます。）の会員が、当社のレンタカーを借り受けるにあたり、対象サービスの会員カードにて貸渡及び返却手続を行うことができるサービスをいいます。</u> 3. <u>借受人が本サービスを利用する場合、貸渡約款第 7 条第 1 項の定めに拘らず、当社が借受人若しくは運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、又は当社が対象サービスに登録された借受人若しくは運転者の運転免許証に関する情報を確認することにより、借受人又は運転者の運転免許証について確認するものとします。なお、貸渡約款第 9 条に定める貸渡証は、WEB 上で発行するものとします。</u> 4. <u>本サービスを利用した場合、当社が認めた場合に限り、借受人及び運転者は、貸渡約款第 32 条第 1 項の定めに拘らず、当社の立会いなく、レンタカーを返還することができます。</u></p> <p>附則 本約款は、平成 28 年 11 月 1 日から施行します。</p>	